

オミクロン株に対応した寝屋川市新型コロナウイルス対策(市立学校園等・保育所感染)に関する対処方針(2022.9.28)

新型コロナウイルス感染を防止する為、市立学校園等及び保育所関係者で発生した場合の対応は下記のとおりとする。
ただし、今後、新たな変異株が発生し見直しが必要な場合は、対応を変更するなど、適切に対処する。

対象者 (濃厚接触者)	第1段階		第2段階		第3段階	
	PCR結果判明までの対応	結果	対 応		対 応	
児童・生徒本人 園児本人	【小中学校・幼稚園、 留守家庭児童会、 保育所の場合】 濃厚接触者の児童・ 生徒のみ登校停止 (自宅待機)とする。 なお、検査結果判明 までの「学級休業」等 は省略する。 (民間保育園等につ いても同様の要請)	陰性	小学校 中学校 幼稚園	通常登校園		
			留守家庭児 童会 保育所	通常開所		
		陽性	小学校 中学校 幼稚園	①陽性者が複数となった場合は、当該クラスの児童・生徒及び教職員にPCR検査(スクリーニング検査(希望制))を実施する。当該クラスは、5日間の重点健康観察期間を設け、この間オンライン授業を推奨した上で、通常登校園(選択登校制)とする。 ②陽性者が4名以上(教職員を含む。)となった場合は、クラス内の感染者数の「規模」や感染者の「症状」などにより、市保健所と協議の上、5日の範囲内で学級休業の期間を決定する 場合がある。		「学年休業」や「学校休校」の実施の有無又は実施した場合の休業期間等については、感染状況を踏まえ、市保健所と協議の上、決定する。
			留守家庭児 童会	①陽性者が複数となった場合は、当該クラスの児童及び指導員にPCR検査(スクリーニング検査(希望制))を実施する。当該クラスは、5日間の重点健康観察期間を設け、この間「家庭での保育を推奨」した上で、通常運営とする。 ②陽性者が4名以上(指導員を含む。)となった場合は、クラス内の感染者数の「規模」や感染者の「症状」などにより、市保健所と協議の上、5日の範囲内でクラス休会の期間を決定する 場合がある。		「完全休会」等の実施の有無又は実施した場合の休業期間等については、感染状況を踏まえ、市保健所と協議の上、決定する。
保育所	①陽性者が複数となった場合は、当該クラスの児童及び保育士にPCR検査(スクリーニング検査(希望制))を実施する。当該クラスは、5日間の重点健康観察期間を設け、この間「家庭での保育を推奨」した上で、通常運営とする。 ②陽性者が4名以上(保育士を含む。)となった場合は、クラス内の感染者数の「規模」や感染者の「症状」などにより、市保健所と協議の上、5日の範囲内でクラス休業の期間を決定する 場合がある。	「完全休所」等の実施の有無又は実施した場合の休業期間等については、感染状況を踏まえ、市保健所と協議の上、決定する。				
教職員本人	【小中学校・幼稚園、 留守家庭児童会、 保育所の場合】 濃厚接触者の教職員 のみ出勤停止(自宅 待機)とする。 なお、検査結果判明 までの「学年休業」等 は省略する。 (民間保育園等につ いても同様の要請)	陰性	小学校 中学校 幼稚園	通常登校園		
			留守家庭児 童会 保育所	通常開所		
		陽性	小学校 中学校 幼稚園	①市保健所と協議の上、教職員にPCR検査(スクリーニング検査(希望制))を実施する。 ②陽性者が複数となった場合は、当該クラスの児童・生徒及び教職員にPCR検査(スクリーニング検査(希望制))を実施する。当該クラスは、5日間の重点健康観察期間を設け、この間オンライン授業を推奨した上で、通常登校園(選択登校制)とする。 ③陽性者が4名以上(児童・生徒を含む。)となった場合は、クラス内の感染者数の「規模」や感染者の「症状」などにより、市保健所と協議の上、5日の範囲内で学級休業の期間を決定する 場合がある。		「学年休業」や「学校休校」の実施の有無又は実施した場合の休業期間等については、感染状況を踏まえ、市保健所と協議の上、決定する。
			留守家庭児 童会	①市保健所と協議の上、指導員にPCR検査(スクリーニング検査(希望制))を実施する。 ②陽性者が複数となった場合は、当該クラスの児童及び指導員にPCR検査(スクリーニング検査(希望制))を実施する。当該クラスは、5日間の重点健康観察期間を設け、この間「家庭での保育を推奨」した上で、通常運営とする。 ③陽性者が4名以上(児童を含む。)となった場合は、クラス内の感染者数の「規模」や感染者の「症状」などにより、市保健所と協議の上、5日の範囲内でクラス休会の期間を決定する 場合がある。		「完全休会」等の実施の有無又は実施した場合の休業期間等については、感染状況を踏まえ、市保健所と協議の上、決定する。
保育所	①市保健所と協議の上、職員にPCR検査(スクリーニング検査(希望制))を実施する。 ②陽性者が複数となった場合は、当該クラスの児童及び保育士にPCR検査(スクリーニング検査(希望制))を実施する。当該クラスは、5日間の重点健康観察期間を設け、この間「家庭での保育を推奨」した上で、通常運営とする。 ③陽性者が4名以上(児童を含む。)となった場合は、クラス内の感染者数の「規模」や感染者の「症状」などにより、市保健所と協議の上、5日の範囲内でクラス休業の期間を決定する 場合がある。	「完全休所」等の実施の有無又は実施した場合の休業期間等については、感染状況を踏まえ、市保健所と協議の上、決定する。				

(備考)

- ・学校園等における検査は、全員・部分・希望制の3種類のスクリーニング検査を制度化しています。
- ・PCR検査(スクリーニング検査(希望制))を受けた場合でも登校できます。
- ・「学年休業」や「学校休校」の実施の有無又は実施した場合の休業期間等については、感染状況を踏まえ、市保健所と協議の上、決定します。
- ・重点健康観察期間について、学校では他クラスとの交流や部活動における身体接触を避けるなど今まで以上の注意を払いますので、御家庭においてもお子様の健康状態について御留意願います。
- ・中学校の部活動において、顧問の教職員又は生徒の感染が確認された場合は、市保健所が濃厚接触者と判断した部員等にPCR検査を実施します(「陰性」であっても5日間(国が濃厚接触者の待機期間の定義を変更した場合は、それに準じた対応とする。))の自宅待機となります。
それ以外の部員等には、必要に応じてPCR検査(スクリーニング検査(希望制))を実施します。新たに「陽性」が確認された場合は、市保健所と協議の上、活動休止期間を決定します。

- ☆1 児童・生徒等がPCR検査を受検する場合には、保護者に文書での説明を行い、同意書の提出を依頼いたします(同意書が無い場合は受検できません)。
- ☆2 濃厚接触者として特定された方は5日間(国が濃厚接触者の待機期間を変更した場合は、それに準じた対応とする。)、または学級休業の場合は指定された期間、感染拡大防止のため、自宅待機をお願いします。
- ☆3 完全休校の場合、☆2で自宅待機となっている児童・生徒以外の外出については差し支えありません。
- ☆4 小中学校で☆2で自宅待機となっている間は、オンライン授業を実施します(詳細は学校から連絡があります)。
- ☆5 濃厚接触者に特定されずに、スクリーニング検査を受けている教職員等については、基本的には感染対策を徹底した上での勤務とします。